



島根県報

平成29年3月24日（金）

号外第18号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例	（総 務 課）	21
特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	（ 〃 ）	54
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	（ 〃 ）	55
島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	57
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（人 事 課）	58
知事等の給与の特例に関する条例等を廃止する条例	（ 〃 ）	59
知事等の給与の特例に関する条例	（ 〃 ）	60
島根県部設置条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	61
島根県県税条例等の一部を改正する条例	（税 務 課）	62
島根県核燃料税条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	65
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	（医 療 政 策 課）	69
島根県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例	（ 〃 ）	71
島根県国民健康保険運営協議会条例	（健 康 推 進 課）	72
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	（障 が い 福 祉 課）	74
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	78
島根県地域自殺対策緊急強化基金条例を廃止する条例	（ 〃 ）	79
島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	80
国立研究開発法人森林総合研究所事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例	（農 地 整 備 課）	83
島根県企業局職員定数条例の一部を改正する条例	（企 業 局 総 務 課）	84
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	（学 校 企 画 課）	85
島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	（警 察 本 部）	86
島根県議会委員会条例の一部を改正する条例	（議 員 提 出）	87

公布された条例等のあらまし

◇使用料及び手数料の額の改定等に関する条例（条例第1号）

1 条例の概要

- (1) 島根県中山間地域研究センター条例の一部改正
研修用パソコン設備に係る使用料の廃止（別表第1関係）

- (2) 島根県立高等看護学院条例の一部改正

ア 証明書の交付に係る手数料の新設（第3条関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額	
証明書の交付を受けようとする者（在学者を除く。）	1通につき	500円

イ その他規定の整備

- (3) 食品衛生法施行条例の一部改正

ア 食品衛生管理者の養成施設等の登録に係る手数料の新設（第7条関係）

区 分	手数料の額	
食品衛生管理者養成施設	1件につき	150,000円
食品衛生管理者講習会	1件につき	90,000円

イ その他規定の整備

- (4) 島根県立高等学校等条例の一部改正

ア 証明書の交付に係る手数料の新設（第3条第3項・別表第2関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額	
証明書の交付を受けようとする者（専攻科を除く高等学校及び特別支援学校に在学する者を除く。）	1通につき	500円

イ 専攻科に在学する者が、当該専攻科に係る証明書の交付を受けようとする場合は、手数料を免除することとした。（第3条第4項関係）

ウ その他規定の整備

- (5) 島根県立農林大学校条例の一部改正

ア 証明書の交付に係る手数料の新設（第6条関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額	
証明書の交付を受けようとする者（在学者を除く。）	1通につき	500円

イ その他規定の整備

- (6) 島根県家畜保健衛生所条例の一部改正

ア ヨーネ病エライザ法による検査に係る手数料の額の改定（別表第2関係）

改 正 前		改 正 後	
1頭につき	710円	1頭につき	800円

イ 血清学的検査に係る手数料の額の改定等（別表第3関係）

改 正 前		改 正 後	
検査の種類	手数料の額	検査の種類	手数料の額
血清学的検査	1試料1検査につき 720円	(ア) ヨーネ病エライザ法による検査	1試料につき 820円
		(イ) 牛白血病抗体検査	1試料につき 900円
		(ウ) その他の血清学的検査	1試料1検査につき 720円

ウ 遺伝子学的検査に係る手数料の額の改定等（別表第3関係）

改正前		改正後	
検査の種類	手数料の額	検査の種類	手数料の額
遺伝子学的検査	1 試料につき 900円	(ア) ヨーネ病リアルタイムPCR法による検査	1 試料につき 4,660円
		(イ) その他の遺伝子学的検査	1 試料 1 検査につき 900円

(7) 島根県漁港管理条例の一部改正

ア 看板等の設置に係る占用料の新設（別表第2関係）

(7) 占用料の額

表示面積1平方メートル1年につき640円

(イ) (7)に消費税額（地方消費税を含む。）を含めた占用料の額

表示面積1平方メートル1年につき691円20銭

イ その他規定の整備

(8) 島根県立産業高度化支援センター条例の一部改正

ア 編集室等の名称の変更（別表関係）

改正前	改正後
コンピュータグラフィックス制作室	編集・制作室

イ DVD編集室に係る使用料の廃止（別表関係）

(9) 島根県立高等技術校条例の一部改正

ア 証明書の交付に係る手数料の新設（第3条関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
証明書の交付を受けようとする者（在校生を除く。）	1 通につき 500円

イ その他規定の整備

(10) 島根県手数料条例の一部改正

ア 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

(7) 低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料の減免対象となる書類を追加することとした。（別表64の4の項関係）

(イ) その他規定の整理

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

(7) 建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の新設（別表64の5の項関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）（以下「計画の適合性判定」という。）を受けようとする者 ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合 (7) 当該建築物が非住宅部分（工場等部分を除く。）を有する場合 a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	223,000円

b	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	356,000円
c	非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	507,000円
d	非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円
e	非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	727,000円
f	非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	829,000円
(イ)	当該建築物が工場等部分を有する場合	
a	工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
b	工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	42,000円
c	工場等部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	99,000円
d	工場等部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	146,000円
e	工場等部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	177,000円
f	工場等部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	219,000円
(ウ)	当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）
イ	計画の適合性判定を受けようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
(7)	当該建築物が非住宅部分を有する場合	
a	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円
b	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	141,000円
c	非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円
d	非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円
e	非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	352,000円
f	非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	413,000円

ル以上のもの	
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合	
a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	37,000円
c 工場等部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	92,000円
d 工場等部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	139,000円
e 工場等部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円
f 工場等部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	210,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(ア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）
(2) 計画の変更の適合性判定を受けようとする者	
ア 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合	
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの	223,000円
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	356,000円
c 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	507,000円
d 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円
e 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	727,000円
f 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の	829,000円

合計が25,000平方メートル以上のもの	
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合	
a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	42,000円
c 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	99,000円
d 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	146,000円
e 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	177,000円
f 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	219,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(ア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）
イ 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合	
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	141,000円
c 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円
d 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円
e 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	352,000円
f 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	413,000円

(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合	
a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	37,000円
c 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	92,000円
d 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	139,000円
e 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円
f 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	210,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(ア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）
(3) 計画の適合性判定を求めようとする者	
ア 計画の適合性判定を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合	
a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	223,000円
b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	356,000円
c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	507,000円
d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円
e 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	727,000円
f 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	829,000円
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合	
a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル	42,000円

以上2,000平方メートル未満のもの	
c 工場等部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	99,000円
d 工場等部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	146,000円
e 工場等部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	177,000円
f 工場等部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	219,000円
(7) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	(7)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(7)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）
イ 計画の適合性判定を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
(7) 当該建築物が非住宅部分を有する場合	
a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円
b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	141,000円
c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円
d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円
e 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	352,000円
f 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	413,000円
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合	
a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	37,000円
c 工場等部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	92,000円
d 工場等部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	139,000円
e 工場等部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円
f 工場等部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	210,000円

(7) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	(7)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(7)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）
(4) 計画の変更の適合性判定を求めようとする者	
ア 計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
(7) 当該建築物が非住宅部分を有する場合	
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	223,000円
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	356,000円
c 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	507,000円
d 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円
e 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	727,000円
f 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	829,000円
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合	
a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	42,000円
c 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	99,000円
d 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	146,000円
e 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	177,000円
f 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	219,000円

(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(ア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）
イ 計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合	
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	141,000円
c 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円
d 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円
e 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	352,000円
f 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	413,000円
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合	
a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	37,000円
c 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	92,000円
d 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	139,000円
e 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円
f 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	210,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該

場合	手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(7)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）
(5) 計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付（以下「書面の交付」という。）を求めようとする者	
ア 書面の交付を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
(7) 当該建築物が非住宅部分を有する場合	
a 非住宅部分の計画の軽微な変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの	223,000円
b 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	356,000円
c 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	507,000円
d 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円
e 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	727,000円
f 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	829,000円
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合	
a 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
b 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	42,000円
c 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	99,000円
d 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	146,000円

e 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の 合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	177,000円
f 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の 合計が25,000平方メートル以上のもの	219,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	(7)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(7)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）
イ 書面の交付を求めようとする建築物についてモデル 建物法基準を用いて評価を行う場合	
(7) 当該建築物が非住宅部分を有する場合	
a 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の 合計が300平方メートル未満のもの	86,000円
b 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の 合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	141,000円
c 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の 合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円
d 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の 合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円
e 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の 合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	352,000円
f 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の 合計が25,000平方メートル以上のもの	413,000円
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合	
a 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の 合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
b 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の 合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	37,000円
c 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の 合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	92,000円
d 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の 合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	139,000円
e 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の	169,000円

合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	
f 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	210,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(ア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）

(イ) その他規定の整理

ウ その他規定の整理

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)、(3)及び(10)のウについては、公布の日から施行することとした。

◇特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第2号）

1 条例の概要

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴う次に掲げる条例の規定の整備

- (1) 特定非営利活動促進法施行条例
- (2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
- (3) 島根県県税条例

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

◇島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第3号）

1 条例の概要

児童福祉法の改正に伴う次に掲げる条例の規定の整備

- (1) 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 職員の育児休業等に関する条例
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)の一部については、公布の日から施行することとした。

◇島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第4号）

1 条例の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う規定の整備

2 施行期日

平成29年5月30日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

1 条例の概要

- (1) 職員の昇給を行う場合においては、人事委員会規則で定める期間の末日の翌日から昇給を行う日の前日までの間の懲戒処分等の事由についても考慮するものとする。 (第4条関係)
- (2) 勤勉手当は、基準日以前における人事委員会規則で定める期間における勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給することとした。(第15条の8関係)
- (3) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇知事等の給与の特例に関する条例等を廃止する条例 (条例第6号)

1 条例の概要

- (1) 平成29年3月31日に減額期間が終了する次に掲げる条例の廃止

ア 知事等の給与の特例に関する条例

イ 職員の管理職手当の特例に関する条例

- (2) 減額期間が終了した次に掲げる条例の廃止

ア 職員の給与の特例に関する条例

イ 執行機関である委員会の委員等の報酬の特例に関する条例

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

◇知事等の給与の特例に関する条例 (条例第7号)

1 条例の概要

- (1) 減額対象及び減額率

減 額 対 象	減 額 率
知事	100分の10
副知事	100分の8
教育長、常勤の監査委員及び病院事業管理者	100分の6

- (2) 減額期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

◇島根県部設置条例の一部を改正する条例 (条例第8号)

1 条例の概要

- (1) 広報部を設置することとした。(第2条関係)
- (2) 広報部の所掌事務を広報及び広聴に関する事項とする。 (第3条関係)
- (3) その他規定の整備

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

◇島根県県税条例等の一部を改正する条例 (条例第9号)

1 条例の概要

- (1) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正す

る法律等の一部を改正する法律に基づく島根県県税条例の一部改正

新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くし、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減する特例措置（以下「グリーン化特例」という。）について、軽減対象の見直しを行った上で1年間延長することとした。（附則第19項関係）

ア 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。（2）のアにおいて同じ。）について、その経過した日の属する年度以後に税率のおおむね100分の15（バス及びトラック並びにこれらに準ずる特種用途車については、税率のおおむね100分の10）を重課する特例措置を講ずることとした。

(ア) ガソリン自動車又はLPG自動車で平成16年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(イ) ディーゼル自動車その他の(ア)に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

イ 環境負荷の小さい自動車

平成28年度に新車新規登録を受けた次の自動車について、平成29年度に次の特例措置を講ずることとした。

(ア) 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの及びクリーンディーゼル乗用自動車について、税率のおおむね100分の75を軽減すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（(ア)に該当する自動車を除く。）について、税率のおおむね100分の50を軽減すること。

(2) 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律に基づく島根県県税条例の一部改正

グリーン化特例について、軽減対象の見直しを行った上で2年間延長することとした。（附則第19項関係）

ア 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車について、その経過した日の属する年度以後に税率のおおむね100分の15（バス及びトラック並びにこれらに準ずる特種用途車については、税率のおおむね100分の10）を重課する特例措置を講ずることとした。

(ア) ガソリン自動車又はLPG自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(イ) ディーゼル自動車その他の(ア)に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

イ 環境負荷の小さい自動車

平成29年度及び平成30年度に新車新規登録を受けた次の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

(ア) 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの及びクリーンディーゼル乗用自動車について、税率のおおむね100分の75を軽減すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は平成17年窒素酸化物

排出許容限度の4分の1を超えないもの（(7)に該当する自動車を除く。）について、税率のおおむね100分の50を軽減すること。

(3) 島根県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正

(4) (2)については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が平成29年3月31日までに公布されないときは、その効力を失うこととした。

(5) (2)については、(4)の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定と異なることとなるときは、廃止するものとする事とした。

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。ただし、1の(3)から(5)までについては、公布の日から施行することとした。

◇島根県核燃料税条例の一部を改正する条例（条例第10号）

1 条例の概要

(1) 出力割（発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。以下同じ。）の課税客体の改正（第4条関係）

改正前	改正後
発電用原子炉を設置して行う発電事業	発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業

(2) 出力割の税率の改正（第7条関係）

改正前	改正後	
一の課税期間ごとに発電用原子炉の熱出力1,000キロワットにつき、41,100円	運転中の発電用原子炉	一の課税期間ごとに発電用原子炉の熱出力1,000キロワットにつき、40,600円
	廃止措置中の発電用原子炉	一の課税期間ごとに発電用原子炉の熱出力1,000キロワットにつき、63,000円

(3) この条例の施行の際現に出力割の納税義務者であるものが廃止措置計画の認可を受けていないときは、この条例の施行の日からその者が廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日までの間における出力割の税率については、一の課税期間ごとに発電用原子炉の熱出力1,000キロワットにつき、41,100円とする事とした。

(4) その他規定の整備

2 施行期日

総務大臣の同意を得た日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

◇貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第11号）

1 条例の概要

島根あさひ社会復帰促進センター診療所医師確保研修資金に係る返還免除の規定の追加（第2条関係）

(1) 貸付金の種類

島根あさひ社会復帰促進センター診療所（以下「診療所」という。）の医師を確保するため、診療所に常時勤務する医師として採用される者に対して貸し付けた資金

(2) 免除の条件及び範囲

ア 診療所において医師の業務に就き、かつ、引き続いて1年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため診療所において医師の業務に従事することができなかつた期間を除く。）医師の業務に従事したとき。債務の全部

イ 医師の業務の従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなつたと認められるとき。債務の全部

ウ 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。 債務の全部又は一部

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

◇島根県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例（条例第12号）

1 条例の概要

災害拠点病院等の医療施設の耐震化整備のための国の交付金による事業が終了し、基金の設置を要しなくなったことから、島根県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県国民健康保険運営協議会条例（条例第13号）

1 条例の概要

(1) 設置

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、島根県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置くこととした。（第1条関係）

(2) 組織

協議会は、次に掲げる委員をもって組織し、その定数は、次に定める数とすることとした。（第2条関係）

ア 国民健康保険の被保険者を代表する委員 4人

イ 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人

ウ 公益を代表する委員 4人

エ 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(3) 会長

協議会に会長を置き、委員の互選によって公益を代表する委員のうちからこれを定めることとした。（第4条関係）

(4) 会議

協議会の会議は、会長が招集し、その議長となることとした。（第5条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第14号）

1 条例の概要

(1) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならないこととした。（第179条関係）

イ 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないこととした。（第180条第2項関係）

- ウ 利用者に支払う賃金及び工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならないこととした。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでないこととした。（第180条第6項関係）
- エ 指定就労継続支援A型事業者が定めるべき運営規程の項目に、生産活動の内容、利用者に支払う賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間に関する事項を追加することとした。（第184条の2関係）
- オ その他規定の整理
- (2) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
- ア 就労継続支援A型事業者が定めるべき運営規程の項目に、生産活動の内容、利用者に支払う賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間に関する事項を追加することとした。（第71条の2関係）
- イ 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならないこととした。（第78条関係）
- ウ 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないこととした。（第79条関係）
- エ その他規定の整理
- 2 施行期日
- 平成29年4月1日から施行することとした。

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第15号）

1 条例の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務のうち、次の事務を新たに市町村に権限移譲することとした。（第2条の表第59号関係）

- (1) 自立支援医療費の支給認定（精神通院医療に係るものに限る。(2)において同じ。)の申請に係る事実についての審査（所得の状況に係るものに限る。(2)において同じ。）
- (2) 自立支援医療費の支給認定の変更の申請に係る事実についての審査

2 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

◇島根県地域自殺対策緊急強化基金条例を廃止する条例（条例第16号）

1 条例の概要

地域における自殺対策の緊急強化を図るための国の交付金による事業が終了し、基金の設置を要しなくなったことから、島根県地域自殺対策緊急強化基金条例を廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1 条例の概要

- (1) 指定放課後等デイサービス事業所及び基準該当放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者は、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とする事とした。（第67条第1項・第72条の2第1項関係）
- (2) (1)の従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないこととした。（第67条第6項・第72条の2第3項関係）

- (3) 指定放課後等デイサービス事業者及び基準該当放課後等デイサービス事業者は、放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならないこととした。（第71条の2第1項・第72条の4関係）
- (4) 指定放課後等デイサービス事業者及び基準該当放課後等デイサービス事業者は、その提供する放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、自ら評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならないこととした。（第71条の2第3項・第72条の4関係）
- (5) 指定放課後等デイサービス事業者及び基準該当放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、(4)の評価及び改善の内容を公表しなければならないこととした。（第71条の2第4項・第72条の4関係）
- (6) この条例による改正前の島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に規定する指定放課後等デイサービス事業者及び基準該当放課後等デイサービス事業者については、(1)及び(2)にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例によることとした。
- (7) その他規定の整理

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

◇国立研究開発法人森林総合研究所事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

1 条例の概要

森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

◇島根県企業局職員定数条例の一部を改正する条例（条例第19号）

1 条例の概要

企業局の職員の定数の改正（第2条関係）

改 正 前	改 正 後	増 減
83人	89人	6人

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

◇県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第20号）

1 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,584人	1,570人	△14人
	事務職員、技術職員その他の職員	187人	187人	—
特別支援学校	教育職員	962人	989人	27人
	事務職員、技術職員その他の職員	80人	80人	—
小学校及び中学校	教育職員	5,071人	5,056人	△15人
	事務職員及び技術職員	350人	348人	△2人

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

◇島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例（条例第21号）

1 条例の概要

警察官の定員の改正（第2条関係）

区 分	改正前	改正後	増 減
警視	73人	73人	—
警部	148人	149人	1人
警部補及び巡査部長	844人	847人	3人
巡査	442人	443人	1人
計	1,507人	1,512人	5人

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

◇島根県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第22号）

1 条例の概要

広報部が設置されることに伴い、当該広報部の所管に関する事項を総務委員会の所管とすることとした。（第2条関係）

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 1 号

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例

(島根県中山間地域研究センター条例の一部改正)

第 1 条 島根県中山間地域研究センター条例（平成14年島根県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 の表研修用パソコン設備の項を削る。

(島根県立高等看護学院条例の一部改正)

第 2 条 島根県立高等看護学院条例（昭和41年島根県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「学生寮使用料を」の次に「、卒業証明書、成績証明書その他の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けようとする者は、現に学院に在学する者を除き、証明書交付手数料を」を加え、同条第 2 項中「及び学生寮使用料」を「、学生寮使用料及び証明書交付手数料」に改め、同項の表に次のように加える。

証明書交付手数料	1 通につき500円
----------	------------

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(証明書交付手数料の納付時期)

第 8 条の 2 証明書交付手数料は、証明書の交付を受けるための申請書を提出するときに納付しなければならない。

第 9 条中「及び授業料」を「、授業料及び証明書交付手数料」に、「前条」を「第 8 条」に改める。

(食品衛生法施行条例の一部改正)

第 3 条 食品衛生法施行条例（平成11年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項を第 3 項とし、同条に第 1 項及び第 2

項として次の 2 項を加える。

法第 48 条第 6 項第 3 号の規定による食品衛生管理者の養成施設の登録を受けようとする者は、申請 1 件につき 150,000 円の手数料を納付しなければならない。

2 法第 48 条第 6 項第 4 号の規定による講習会の登録を受けようとする者は、申請 1 件につき 90,000 円の手数料を納付しなければならない。

別表第 1 の第 1 の 1 の(5)のオ中「食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）別表第 6」を「食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）別表第 14」に改める。

（島根県立高等学校等条例の一部改正）

第 4 条 島根県立高等学校等条例（昭和 39 年島根県条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 卒業証明書、成績証明書、単位修得証明書、調査書その他の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けようとする者は、現に高等学校（専攻科を除く。）及び特別支援学校（専攻科を除く。）に在学する者を除き、証明書交付手数料を別表第 2 の定めるところにより納付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、高等学校及び特別支援学校の専攻科に在学する者が、当該専攻科に係る証明書の交付を受けようとする場合は、手数料を免除する。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（証明書交付手数料の納付時期）

第 8 条の 2 証明書交付手数料は、証明書の交付を受けるための申請書を提出するときに納付しなければならない。

第 9 条中「及び受検料」を「、受検料及び証明書交付手数料」に改める。

別表第 2 の 5 の表の次に次の 1 表を加える。

6 証明書交付手数料

区 分	金 額
証明書	1 通につき 500円

(島根県立農林大学校条例の一部改正)

第 5 条 島根県立農林大学校条例（昭和57年島根県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 5 卒業証明書、成績証明書その他の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けようとする者は、現に在学する者を除き、証明書交付手数料として 1 通につき500円を納付しなければならない。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 8 証明書交付手数料は、証明書の交付を受けるための申請書を提出するときに納付しなければならない。

第 9 条本文中「及び授業料」を「、授業料及び証明書交付手数料」に改める。

(島根県家畜保健衛生所条例の一部改正)

第 6 条 島根県家畜保健衛生所条例（昭和44年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 3 の項中「710円」を「800円」に改める。

別表第 3 の 2 の項及び 3 の項を次のように改める。

2 血清学的検査		
(1) ヨーネ病エライザ法による検査	1 試料につき	820円
(2) 牛白血病抗体検査	1 試料につき	900円
(3) その他の血清学的検査	1 試料 1 検査につき	720円
3 遺伝子学的検査		
(1) ヨーネ病リアルタイムPCR法による検査	1 試料につき	4,660円
(2) その他の遺伝子学的検査	1 試料 1 検査につき	900円

(島根県漁港管理条例の一部改正)

第 7 条 島根県漁港管理条例(昭和34年島根県条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

	外径 1 メートル 以上の管類		615円60銭	570円
--	--------------------	--	---------	------

を

	外径 1 メートル 以上の管類		615円60銭	570円
看板等の設置		表示面積 1 平方メート ル 1 年につ き	691円20銭	640円

に改め、同表中備考 6 を備考 7 とし、備考 5 を備考 6 とし、備考 4 の次に次のように加える。

- 5 表示面積とは、看板等の表示部分の面積をいうものとし、当該面積が 1 平方メートル未満の端数であるとき、又は当該面積に 1 平方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1 平方メートルとして計算する。

(島根県立産業高度化支援センター条例の一部改正)

第 8 条 島根県立産業高度化支援センター条例(平成13年島根県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表の 1 の(2)の表コンピュータグラフィックス制作室(貸切りの場合)の項及びコンピュータグラフィックス制作室(貸切りでない場合(1区画につき))の項中「コンピュータグラフィックス制作室」を「編集・制作室」に改め、同表DVD編集室の項を削る。

(島根県立高等技術校条例の一部改正)

第 9 条 島根県立高等技術校条例（昭和44年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

6 技術校の修了証明書、成績証明書その他の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けようとする者は、現に技術校に在籍する者を除き、証明書交付手数料として 1 通につき 500 円を納付しなければならない。

第 4 条に次の 1 項を加える。

8 証明書交付手数料は、証明書の交付を受けるための申請書を提出するときに納付しなければならない。

第 6 条本文中「及び授業料」を「、授業料及び証明書交付手数料」に改める。

(島根県手数料条例の一部改正)

第10条 島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表64の 2 の項第 2 号イ(ア)中「（以下）」の次に「この項において」を加える。

別表64の 4 の項第 1 号ア中「適合証」を「適合証等」に、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第 1 項の登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第 1 項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の次に「（以下この項において「住宅品質確保法」という。）」を加え、「又は」を「若しくは」に、「以下次号」を「次号」に改め、「書類」の次に「又は住宅品質確保法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（知事が別に定める基準に適合しているものに限る。次号において同じ。）」を加え、同号イからエまでの規定中「適合証」を「適合証等」に改め、同項第 2 号ア中「適合証」を「適合証等」に改め、「書類」の次に「又は住宅品質確保法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書」を加え、同号ウ及びエ中「適合証」を「適合証等」に改める。

別表64の5の項第4号ア㍑中「省令第1条第1項第1号イの基準」を「標準入力法等基準」に改め、同号ア㍑a中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同号ア㍑中「省令第1条第1項第1号口の基準」を「モデル建物法基準」に改め、同号ア㍑a中「登録建築物調査機関又は」を削り、同号を同項第9号とし、同項中第3号を第8号とし、第2号を第7号とし、同項第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）」を「法」に改め、同号ア中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令第1号。以下この項において「省令」という。）」を「省令」に国土交通省改め、同号ア㍑中「第8条第1号イ(1)」を「第10条第1号イ(1)」に改め、同号ア㍑a中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下この項において「登録建築物調査機関」を「法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同号ア㍑中「第8条第1号イ(2)」を「第10条第1号イ(2)」に改め、同号ア㍑中「第4号」を「第9号」に改め、同号ア㍑a中「登録建築物調査機関又は」を削り、同号を同項第6号とし、同号の前に次の5号を加える。

- | |
|---|
| (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号から第5号までにおいて「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号から第4号までにおいて「適合性判定」という。）
（以下この号において「計画の適合性判 |
|---|

定」という。)を受けようとする者

ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令第1号。以下この項において「省令」という。）第1条第1項第1号イの基準（以下この項において「標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合

ア) 当該建築物が非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。ただし、工場その他のこれに類するもので知事が定めるものの部分（以下この項において「工場等部分」という。）を除く。以下この号から第5号までにおいて同じ。）を有する場合（ウの場合を除く。）

- | | |
|--|----------|
| <p>a 非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。以下この号から第5号までにおいて同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの</p> | 223,000円 |
| <p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方</p> | 356,000円 |

メートル未満のもの	
c 非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	507,000円
d 非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	625,000円
e 非住宅部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの	727,000円
f 非住宅部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	829,000円
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する 場合 (ウの場合を除く。)	
a 工場等部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	23,000円
b 工場等部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	42,000円
c 工場等部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	99,000円
d 工場等部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	146,000円
e 工場等部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平	177,000円

<p>方メートル未満のもの</p>	
<p>f 工場等部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>219,000円</p>
<p>(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場 等部分を有する場合</p>	<p>(ウ)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額 (その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)</p>
<p>イ 計画の適合性判定を受けようとする 建築物について省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準（以下この項において「モ デル建物法基準」という。）を用いて 評価を行う場合</p>	
<p>(ウ) 当該建築物が非住宅部分を有する</p>	

場合 (ウの場合を除く。)

- | | |
|--|----------|
| a 非住宅部分の床面積の合計が
300平方メートル未満のもの | 86,000円 |
| b 非住宅部分の床面積の合計が
300平方メートル以上2,000平方
メートル未満のもの | 141,000円 |
| c 非住宅部分の床面積の合計が
2,000平方メートル以上5,000平方
メートル未満のもの | 228,000円 |
| d 非住宅部分の床面積の合計が
5,000平方メートル以上10,000平
方メートル未満のもの | 298,000円 |
| e 非住宅部分の床面積の合計が
10,000平方メートル以上25,000平
方メートル未満のもの | 352,000円 |
| f 非住宅部分の床面積の合計が
25,000平方メートル以上のもの | 413,000円 |

(イ) 当該建築物が工場等部分を有する
場合 (ウの場合を除く。)

- | | |
|--|---------|
| a 工場等部分の床面積の合計が
300平方メートル未満のもの | 19,000円 |
| b 工場等部分の床面積の合計が
300平方メートル以上2,000平方
メートル未満のもの | 37,000円 |
| c 工場等部分の床面積の合計が
2,000平方メートル以上5,000平方
メートル未満のもの | 92,000円 |

d 工場等部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	139,000円
e 工場等部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの	169,000円
f 工場等部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	210,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場 等部分を有する場合	(ウ及び(イ)に規 定する区分に 応じ、それぞ れ当該手数料 を合算した額 (その額が当 該建築物の非 住宅部分及び 工場等部分の 床面積の合計 を全て非住宅 部分とみなし た場合の(ウ)に 規定する区分 に応じた手数 料の額を超え るときは、当 該額)
(2) 法第12条第 2 項の規定に基づく計画の	

<p>変更の適合性判定（以下この号において「計画の変更の適合性判定」という。）を受けようとする者</p> <p>ア 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p> <p>（ア）当該建築物が非住宅部分を有する場合（（ウ）の場合を除く。）</p> <p>a 非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号及び第4号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>c 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>d 非住宅部分の計画の変更に係る</p>	<p>223,000円</p> <p>356,000円</p> <p>507,000円</p> <p>625,000円</p>
--	---

部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
e 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	727,000円
f 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	829,000円
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合（ウの場合を除く。）	
a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	42,000円
c 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	99,000円
d 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	146,000円

e 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	177,000円
f 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	219,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	(ウ)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額 (その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)
イ 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物についてモデル建物法基	

準を用いて評価を行う場合

(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（ウの場合を除く。）

a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 86,000円

b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 141,000円

c 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 228,000円

d 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 298,000円

e 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 352,000円

f 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 413,000円

(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合（ウの場合を除く。）

a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	37,000円
c 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	92,000円
d 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	139,000円
e 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円
f 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	210,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

	<p>(その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合は、規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)</p>
<p>(3) 法第13条第 2 項の規定に基づく計画の適合性判定（以下この号において「計画の適合性判定」という。）を求めようとする者</p>	
<p>ア 計画の適合性判定を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p>	
<p>イ 当該建築物が非住宅部分を有する場合（ロの場合を除く。）</p>	
<p>a 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの</p>	223,000円
<p>b 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	356,000円

c	非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	507,000円
d	非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	625,000円
e	非住宅部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの	727,000円
f	非住宅部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	829,000円
(イ)	当該建築物が工場等部分を有する 場合（ウの場合を除く。）	
a	工場等部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	23,000円
b	工場等部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	42,000円
c	工場等部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	99,000円
d	工場等部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	146,000円
e	工場等部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの	177,000円

<p>f 工場等部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの</p>	219,000円
<p>(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場 等部分を有する場合</p>	<p>(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額 (その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合は(ア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)</p>
<p>イ 計画の適合性判定を求めようとする 建築物についてモデル建物法基準を用 いて評価を行う場合</p>	
<p>(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する 場合 (ウの場合を除く。)</p>	
<p>a 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの</p>	86,000円

b 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	141,000円
c 非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	228,000円
d 非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	298,000円
e 非住宅部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの	352,000円
f 非住宅部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	413,000円
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する 場合（ウの場合を除く。）	
a 工場等部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	19,000円
b 工場等部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	37,000円
c 工場等部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	92,000円
d 工場等部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	139,000円

e 工場等部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方 メートル未満のもの	169,000円
f 工場等部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	210,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場 等部分を有する場合	(ア)及び(イ)に規 定する区分に 応じ、それぞ れ当該手数料 を合算した額 (その額が当 該建築物の非 住宅部分及び 工場等部分の 床面積の合計 を全て非住宅 部分とみなし た場合の(ア)に 規定する区分 に応じた手数 料の額を超え るときは、当 該額)
(4) 法第13条第 3 項の規定に基づく計画の 変更の適合性判定 (以下この号において 「計画の変更の適合性判定」という。) を求めようとする者	

ア 計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合 (ウの場合を除く。)	
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	223,000円
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	356,000円
c 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	507,000円
d 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円
e 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	727,000円
f 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	829,000円

(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合（ウの場合を除く。）	
a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	42,000円
c 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	99,000円
d 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	146,000円
e 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	177,000円
f 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	219,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ

	れ当該手数料 を合算した額 (その額が当 該建築物の非 住宅部分及び 工場等部分の 床面積の合計 を全て非住宅 部分とみなし た場合の(ア)に 規定する区分 に応じた手数 料の額を超え るときは、当 該額)
イ 計画の変更の適合性判定を求めよう とする建築物についてモデル建物法基 準を用いて評価を行う場合	
(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する 場合 (ウの場合を除く。)	
a 非住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が300平方 メートル未満のもの	86,000円
b 非住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が300平方 メートル以上2,000平方メートル 未満のもの	141,000円

c 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円
d 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円
e 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	352,000円
f 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	413,000円
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合（ウの場合を除く。）	
a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	37,000円
c 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル	92,000円

未満のもの	
d 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	139,000円
e 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円
f 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	210,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額 (その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(ア)に規定する区分に応じた手数

<p>(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく計画の変更が同令第3条の軽微な変更（以下この号において「軽微な変更」という。）に該当していることを証する書面の交付（以下この項において「書面の交付」という。）を求めようとする者</p>	<p>料の額を超え るときは、当 該額)</p>
<p>ア 書面の交付を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p>	
<p>㍿ 当該建築物が非住宅部分を有する場合（㍿の場合を除く。）</p>	
<p>a 非住宅部分の計画の軽微な変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの</p>	<p>223,000円</p>
<p>b 非住宅部分の軽微な変更に係る</p>	<p>356,000円</p>

部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
c 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	507,000円
d 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円
e 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	727,000円
f 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	829,000円
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合 (ウの場合を除く。)	
a 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
b 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	42,000円

c 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	99,000円
d 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	146,000円
e 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	177,000円
f 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	219,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額 (その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなし

	た場合の(ア)に 規定する区分 に応じた手数料 の額を超え るときは、当 該額)
イ 書面の交付を求めようとする建築物 についてモデル建物法基準を用いて評 価を行う場合	
(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する 場合 (ウの場合を除く。)	
a 非住宅部分の軽微な変更に係る 部分の床面積の合計が300平方 メートル未満のもの	86,000円
b 非住宅部分の軽微な変更に係る 部分の床面積の合計が300平方 メートル以上2,000平方メートル 未満のもの	141,000円
c 非住宅部分の軽微な変更に係る 部分の床面積の合計が2,000平方 メートル以上5,000平方メートル 未満のもの	228,000円
d 非住宅部分の軽微な変更に係る 部分の床面積の合計が5,000平方 メートル以上10,000平方メートル 未満のもの	298,000円
e 非住宅部分の軽微な変更に係る	352,000円

部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	
f 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	413,000円
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合（ウの場合を除く。）	
a 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
b 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	37,000円
c 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	92,000円
d 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	139,000円
e 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円

f 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	210,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	(ケ及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合は(イ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定、第10条中別表64の2の項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(島根県立産業高度化支援センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立産業高度化支援センターの施設及び設備の使用の承認に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

(島根県手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第10条の規定による改正後の島根県手数料条例別表64の4の項及び64の5の項の規定の適用については、当分の間、同表64の4の項第1号ア中「若しくは建築基準法第77条の21第1項の指定確認検査機関」とあるのは「、建築基準法第77条の21第1項の指定確認検査機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第6条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項の登録建築物調査機関」と、同表64の5の項第6号ア(ア) a 中「という。）」とあるのは「という。）」又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第6条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下この項において「登録建築物調査機関」という。）」と、同号ア(ウ) a 中「という。）」とあるのは「という。）」又は登録建築物調査機関」と、同項第9号ア(ア) a 中「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」とあるのは「登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録建築物調査機関」と、同号ア(ウ) a 中「登録住宅性能評価機関」とあるのは「登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関」とする。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 2 号

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第 1 条 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同条第 1 項中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条第 2 項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第15条中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第35号左欄の(2)中「公告」の次に「又は公表」を加える。

(島根県県税条例の一部改正)

第 3 条 島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項第 3 号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 3 号

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年島根県条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

目次中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第 16 条及び第 20 条第 2 項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第 27 条第 2 項中「第 13 条第 2 項各号」を「第 13 条第 3 項各号」に改める。

第 38 条第 1 号中「厚生労働省地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）」を「都道府県知事」に改める。

第 44 条第 5 号中「以下」を「次号において」に改める。

第 53 条第 2 項第 1 号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。

第 57 条第 2 項中「第 13 条第 2 項各号」を「第 13 条第 3 項各号」に改める。

第 59 条第 1 号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項第 1 号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

第 12 章の章名を次のように改める。

第 12 章 児童心理治療施設

第 92 条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第 93 条第 1 項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第 4 項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「第 13 条第 2 項各号」を「第 13 条第 3 項各号」に改める。

第 94 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項、第 95 条第 1 項及び第 2 項並び

に第96条から第99条までの規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第101条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

第103条第3号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第3号の指定については、第59条第2項の規定を準用する。

第112条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条中第27条第2項、第38条第1号、第44条第5号、第53条第2項第1号、第57条第2項及び第59条の改正規定、第93条第4項の改正規定（「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める部分に限る。）並びに第101条第2項、第103条及び第112条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 4 号

島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例

島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第23条第 1 項及び第 2 項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第28条の 4 中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改め、「第 23 条第 1 項及び第 2 項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第29条の 2 第 1 項第 1 号中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 5 月30日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 5 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該期間の末日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第15条の 8 第 1 項中「対し、」の次に「その者の基準日以前において人事委員会規則で定める期間における勤務成績及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

附則第 8 項を次のように改める。

8 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例等を廃止する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 6 号

知事等の給与の特例に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 知事等の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号）
- (2) 職員の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第15号）
- (3) 執行機関である委員会の委員等の報酬の特例に関する条例（平成19年島根県条例第73号）
- (4) 職員の管理職手当の特例に関する条例（平成24年島根県条例第 9 号）

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 7 号

知事等の給与の特例に関する条例

(知事の給与の特例)

第 1 条 知事の給料の月額、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間(以下「特例期間」という。)において、特別職の職員の給与等に関する条例(昭和 23 年島根県条例第 88 号。以下「特別職給与条例」という。)第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、特別職給与条例第 1 号表に定める額から当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

(副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例)

第 2 条 副知事、教育長及び常勤の監査委員の給料の月額は、特例期間において、特別職給与条例第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、特別職給与条例第 1 号表に定める額から当該額に、副知事にあつては 100 分の 8 を、教育長及び常勤の監査委員にあつては 100 分の 6 を、それぞれ乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

(病院事業管理者の給与の特例)

第 3 条 病院事業管理者の給料の月額は、特例期間において、島根県病院事業管理者の給与等に関する条例(平成 19 年島根県条例第 28 号)第 3 条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に 100 分の 6 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

島根県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 8 号

島根県部設置条例の一部を改正する条例

島根県部設置条例（平成15年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「総務部」を「総務部
広報部」に改める。

第 3 条の表政策企画局の項第 2 号中「、広聴及び広報」を削り、同表総務部の項の次に次のように加える。

広報部

- (1) 広報に関する事項
- (2) 広聴に関する事項

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

島根県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 9 号

島根県県税条例等の一部を改正する条例

(島根県県税条例の一部改正)

第 1 条 島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第19項第 1 号中「平成28年度分」を「次に定める年度以後の年度分」に改め、「条項欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同号ア中「平成15年 3 月 31日」を「平成16年 3 月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に改め、同号イ中「平成17年 3 月31日」を「平成18年 3 月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に改め、同項第 2 号中「平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで」を「平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで」に、「にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「条項欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項第 3 号中「平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで」を「平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで」に、「にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「条項欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第47条第 1 項第 1 号ア」を「第 1 項第 1 号ア」に、「第47条第 1 項第 1 号イ」を「第 1 項第 1 号イ」に、「第47条第 1 項第 2 号ア」を「第 1 項第 2 号ア」に、「第47条第 1 項第 2 号イ」を「第 1 項第 2 号イ」に、「第47条第 1 項第 3 号ア(㍿)」を「第 1 項第 3 号ア(㍿)」に、「第47条第 1 項第 3 号ア(イ)」を「第 1 項第 3 号ア(イ)」に、「第47条第 1 項第 3 号イ」を「第 1 項第 3 号イ」に、「第47条第 1 項第 4 号ア」を「第 1 項第 4 号ア」

に、「第47条第1項第4号イ」を「第1項第4号イ」に、「第47条第1項第5号ア(ア)」を「第1項第5号ア(ア)」に、「第47条第1項第5号ア(イ)a」を「第1項第5号ア(イ)a」に、「第47条第1項第5号ア(イ)b」を「第1項第5号ア(イ)b」に、「第47条第1項第5号イ(ア)」を「第1項第5号イ(ア)」に、「第47条第1項第5号イ(イ)a」を「第1項第5号イ(イ)a」に、「第47条第1項第5号イ(イ)b」を「第1項第5号イ(イ)b」に、「第47条第2項第1号」を「第2項第1号」に、「第47条第2項第2号」を「第2項第2号」に改める。

第2条 島根県県税条例の一部を次のように改正する。

附則第19項第1号ア中「平成16年3月31日」を「平成18年3月31日」に改め、同号イ中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改め、同項に次の2号を加える。

- (4) 法附則第12条の3第5項に規定する自動車に対する第47条の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、次の表の条項欄に掲げる同条の規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の最大軽減税率欄に掲げる字句とする。
- (5) 法附則第12条の3第6項に規定する自動車（前号の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第47条の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、次の表の条項欄に掲げる同条の規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の中間軽減税率欄に掲げる字句とする。

附則第19項の表中「附則第19項第2号」を「附則第19項第2号又は第4号」

に、「附則第19項第 3 号」を「附則第19項第 3 号又は第 5 号」に改める。

(島根県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 島根県県税条例等の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第14号）

の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

附則第 1 項ただし書中「附則第 5 項及び第 6 項」を「附則第 4 項及び第 5 項」に改め、「、第 2 条及び附則第 4 項の規定は平成29年 4 月 1 日から」を削り、附則中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の規定並びに附則第 4 項及び第 5 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の島根県県税条例附則第19項の規定は、平成29年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の島根県県税条例附則第19項の規定は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(失効等)

- 4 第 2 条及び前項の規定は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第 号。以下「改正法」という。）が平成29年 3 月31日までに公布されないときは、その効力を失う。
- 5 第 2 条及び附則第 3 項の規定は、前項の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応する第 2 条の規定による改正後の島根県県税条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする。

島根県核燃料税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 10 号

島根県核燃料税条例の一部を改正する条例

島根県核燃料税条例（平成26年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「発電事業に」を「運転及び廃止に係る事業に」に改め、同項第 1 号中「発電用原子炉」の次に「（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の 3 の33第 2 項に規定する廃止措置計画の認可（以下「廃止措置計画の認可」という。）を受けた同項に規定する廃止措置計画（以下「認可を受けた廃止措置計画」という。）に係るものを除く。）」を加え、同項第 2 号中「発電事業」を「運転及び廃止に係る事業」に改め、同条第 2 項第 1 号中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）」を「原子炉等規制法」に改め、同条第 3 項中「発電事業」を「運転及び廃止に係る事業」に改める。

第 5 条第 2 項第 1 号中「発電事業」を「運転及び廃止に係る事業」に改め、同項第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

- (2) 前項各号に掲げる各期間の中途において、廃止措置計画の認可を受けた場合（次号の場合を除く。） 廃止措置計画の認可を受けた日の属する同項に規定する期間の初日から当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から同項に規定する期間の末日まで
- (3) 前項各号に掲げる各期間の中途において、前条第 3 項の規定により運転及び廃止に係る事業が開始されたものとされ、かつ、廃止措置計画の認可を受けた場合 開始日から廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から前項に規定する期間の末日まで

第 7 条第 2 項中「41,100円」を「40,600円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合における出力割の税率は、前項の規定にかかわらず、その廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月以後においては、一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき、63,000円とする。

附則第 2 項及び第 4 項中「発電事業」を「運転及び廃止に係る事業」に改める。

附則第 5 項及び第 6 項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第259条第 1 項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の 3 の33第 2 項に規定する廃止措置計画の認可（以下「廃止措置計画の認可」という。）を受けた同項に規定する廃止措置計画に係る発電用原子炉の設置者以外の者で、この条例の施行の際現に出力割の納税義務者であるものが発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業に対して課する出力割の税率については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）からその者が運転及び廃止に係る事業を行うために設置した発電用原子炉のいずれかについて廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日までの間は、この条例による改正後の島根県核燃料税条例（以下「改正後の条例」という。）第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定の適用を受ける者が、改正後の条例第 5 条第 1 項各号に掲げる各期間の中途において、その者が運転及び廃止に係る事業を行うために設置した発電用原子炉のいずれかについて廃止措置計画の認可を受けた場合には、同条

各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間を一の課税期間とみなす。

(1) 発電用原子炉が当該廃止措置計画の認可を受けた原子炉等規制法第43条の3の33第2項に規定する廃止措置計画に係るものである場合 改正後の条例第5条第2項第2号に定める期間

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する改正後の条例第5条第1項に規定する期間の初日から当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から同項に規定する期間の末日まで

4 この条例の施行の際現に廃止措置計画の認可を受けた原子炉等規制法第43条の3の33第2項に規定する廃止措置計画（第1号において「認可を受けた廃止措置計画」という。）に係る発電用原子炉の設置者であるものが発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業に対して課する出力割の課税期間については、改正後の条例第5条各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間を一の課税期間とみなす。

(1) 発電用原子炉が当該認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合 施行日（当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月が施行日の属する月である場合にあつては、施行日の属する月の翌月の初日）から改正後の条例第5条各項に規定する期間の末日まで

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次のア及びイに掲げるそれぞれの期間

ア 改正後の条例第5条各項に規定する期間の初日から施行日の前日まで

イ 施行日（当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月が施行日の属する月である場合にあつては、施行日の属する月の翌月の初日）から改正後の条例第5条各項に規定する期間の末日まで

5 前項第2号アに規定する課税期間が3月に満たない場合における改正後の条例第6条第4項後段の規定の適用については、同項後段中「1月とする」とあるのは、「切り捨てる」とする。ただし、前項の廃止措置計画の認可を受けた日の属する月が施行日の属する月である場合にあつては、この限りでない。

6 附則第 4 項第 2 号アの規定の適用を受ける出力割の納税義務者についての改正後の条例第 9 条第 2 項及び第 12 条の規定の適用については、同項中「課税期間の末日」とあるのは「課税期間の末日（島根県核燃料税条例の一部を改正する条例（平成 29 年島根県条例第 10 号）附則第 4 項第 2 号アに規定する課税期間に係るものにあつては、同号イに定める期間の末日）」と、「当該課税期間」とあるのは「当該課税期間（同号アに規定する課税期間に係るものにあつては、同号アに規定する課税期間）」と、同条中「この条例に基づく規則」とあるのは「この条例に基づく規則の規定」と、「これらの条例に基づく規則」とあるのは「これらの条例に基づく規則の規定（島根県核燃料税条例第 9 条第 2 項の規定にあつては、島根県核燃料税条例の一部を改正する条例（平成 29 年島根県条例第 10 号）附則第 6 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 11 号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表特定診療科医師育成支援資金の項の次に次のように加える。

島根あさひ社会復帰促進センター診療所医師確保研修資金	島根あさひ社会復帰促進センター診療所（以下この項において「診療所」という。）の医師を確保するため、診療所に常時勤務する医師として採用される者に対して貸し付けた資金	1 診療所において医師の業務に就き、かつ、引き続いて1年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため診療所において医師の業務に従事することができなかつた期間を除く。）医師の業務に従事したとき。	債務の全部
		2 前号に規定する従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。	
		3 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。	債務の全部 又は一部

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

島根県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 12 号

島根県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例

島根県医療施設耐震化臨時特例基金条例（平成21年島根県条例第60号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県国民健康保険運営協議会条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 13 号

島根県国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第 1 条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第 9 条の規定に基づき、島根県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 4 人
- (2) 保険医又は保険薬剤師（健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 4 人
- (3) 公益を代表する委員 4 人
- (4) 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 7 条第 3 項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 2 人

2 委員は、知事が任命する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、前条第 2 項の任命の日から平成30年 3 月31日までとする。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、委員の互選によって公益を代表する委員のうちからこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間における第2条第1項第4号の規定の適用については、同号中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者」とあるのは、「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）附則第10条第1項に規定する被用者保険等保険者（健康保険法第123条第1項の規定による保険者としての全国健康保険協会を除く。）」とする。

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる協議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 14 号

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年島根県条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 96 条第 2 号中「又は地域密着型サービス基準」を「又は指定地域密着型サービス基準」に改める。

第 179 条に次の 1 項を加える。

3 指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第 180 条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 指定就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第 180 条に次の 1 項を加える。

6 賃金及び第 3 項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支

援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第184条の次に次の 1 条を加える。

(運営規程)

第184条の 2 指定就労継続支援 A 型事業者は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第180条第 3 項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

第185条中「第88条から」の次に「第90条まで、第92条から」を加え、「第185条において準用する第91条」を「第184条の 2」に改め、「第91条中「第94条」とあるのは「第185条において準用する第94条」とを削る。

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年島根県条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 71 条の次に次の 1 条を加える。

（運営規程）

第 71 条の 2 就労継続支援 A 型事業者は、就労継続支援 A 型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第 79 条第 3 項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

第 78 条に次の 1 項を加える。

- 3 就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第 79 条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同

条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第 84 条中「、第 36 条」を削る。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 15 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次の 1 号を加える。

<p>59 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第53条第 1 項の規定による支給認定（精神通院医療に係るものに限る。(2)において同じ。)の申請に係る事実についての審査（所得の状況に係るものに限る。(2)において同じ。)</p> <p>(2) 法第56条第 1 項の規定による支給認定の変更の申請に係る事実についての審査</p>	<p>各市町村</p>
--	-------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

島根県地域自殺対策緊急強化基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 16 号

島根県地域自殺対策緊急強化基金条例を廃止する条例

島根県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年島根県条例第44号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 17 号

島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「及び第50条」を「、第50条及び第67条」に改める。

第67条第 1 項第 1 号中「指導員又は保育士 指定放課後等デイサービス」を「児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。） 指定放課後等デイサービス」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条第 2 項及び第 5 項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 第 1 項第 1 号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第71条の次に次の 1 条を加える。

（情報の提供等）

第71条の 2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

- 2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。
- 3 指定放課後等デイサービス事業者は、第72条において準用する第27条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
- (1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
 - (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
 - (3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況
 - (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
 - (5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
 - (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
 - (7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- 4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第72条中「から第51条まで」を「、第50条、第51条」に改める。

第72条の2第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第72条の4中「から第51条まで」を「、第50条、第51条」に、「及び第71条

(第 1 項を除く。)」を「、第 71 条 (第 1 項を除く。) 及び第 71 条の 2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 67 条に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、この条例による改正後の島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 67 条の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 72 条の 2 に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、この条例による改正後の島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 72 条の 2 の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

国立研究開発法人森林総合研究所事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 18 号

国立研究開発法人森林総合研究所事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

国立研究開発法人森林総合研究所事業負担金等の徴収に関する条例（平成18年島根県条例第66号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人森林研究・整備機構事業負担金等の徴収に関する条例

第 1 条中「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「附則第 9 条第 3 項」を「附則第 8 条第 3 項」に改める。

第 2 条第 1 項中「附則第 9 条第 1 項」を「附則第 8 条第 1 項」に、「国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」に、「研究所が」を「機構が」に改める。

第 3 条中「附則第 9 条第 1 項の規定により研究所」を「附則第 8 条第 1 項の規定により機構」に改める。

第 4 条第 1 項本文中「附則第 9 条第 1 項」を「附則第 8 条第 1 項」に、「研究所」を「機構」に改め、同項ただし書中「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する政令」に、「第 5 条」を「第 4 条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 19 号

島根県企業局職員定数条例の一部を改正する条例

島根県企業局職員定数条例（平成19年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「83人」を「89人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 20 号

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正
する条例

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

第 1 条 県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 2 条中「1,584人」を「1,570人」に、「962人」を「989人」に改める。

(市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校の教職員定数条例（昭和31年島根県条例第37号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条中「5,071人」を「5,056人」に、「350人」を「348人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 21 号

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

島根県地方警察職員定員条例（昭和32年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「148人」を「149人」に、「844人」を「847人」に、「442人」を「443人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 22 号

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例

島根県議会委員会条例（昭和34年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「総務部」の次に「、広報部」を加える。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。